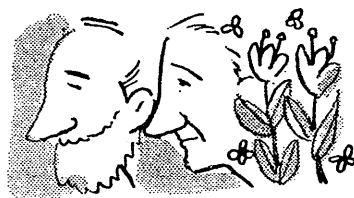


## 早期年金受給者の 就業継続問題



(西ツイド)

昨年の年金改革の要点の一つであった可動老齢限度制についてはその後も論議が続いている(一般の老齢年金受給資格は65歳で生ずるが、希望した場合63歳で減額受給が可能となった。しかし年金を受給しつつ継続して何らか就業を認めるかどうかという点で与野党の意見が対立している)。

与党案では、65歳になる前に早期年金受給を決定した者は無制限に賃金を受けることはできないとするもので、これについて大統領は3月31日改正案に署名した。連邦議会は野党案を押し切ったが、連邦参議院では野党の支配する各州が多数であるため、この案を拒否したのであった。

大統領はこれに対し、政府と与党の立場を支持し、連邦参議院の同意を要しないとした

のであって、ラインラント=ファルツ州は連邦憲法裁判所に訴えようとしている。

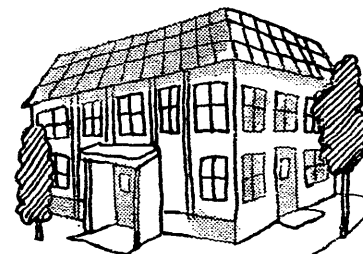
年金改革改正法が公布されると、1973年1月1日にさかのぼって、次のように早期年金

受給の際の所得制限が行なわれる。すなわち、早期年金と併行して正規の就業により許される所得は毎月拠出測定限度の10分の3をこえてはならない。これは1973年690マルク、74年750マルクとなる。ただし3カ月以内の臨時的就業はこの制限を要しない。なお法律発効の場合は、現在就業中の者は超過所得を還付する要はないが、就業継続の場合年金は停止される。

*Die Welt*, 31, März 1973.

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 重度障害者の 就業助成計画



(西ドイツ)

西ドイツ連邦政府は3月21日職業教育促進法改正法と重度障害者法案とを承認した。

労相 Walter Arendt によると、重度障害者法(Schwerbehindertengesetz)は従来の重症傷

害者法(Schwerbeschädigtengesetz)に代わるもので、就業に対する特典、解雇保護の拡充、6日間の休暇増加を内容とし、すべての重度障害者はその障害の原因に関係なく保護を改

善される。

すなわち職業生活への復帰への包括的援助を定めて、すべての雇用主は、公的私的をとはず、15以上の作業所をもつときは、その作業所の6%は重度障害者に提供しなければならない。提供しないときは、1か所当り100マルク（従来は50マルク）の補償税を支払い、これはリハビリテーション助成に使用される。ただし30作業所以内の中小企業は、その作業所が重度障害者に適していない場合、この税は免除される。

解約保護については、4週間以上でかつ主管の保護事務所の同意があった場合にしか、解約が認められない。さらにこれと共に、重度障害者は年齢が進むに従って作業能力の低下が著るしいので、高齢被用者の作業所は特に保護されなければならない。

職業教育促進法は、1974年8月1日から外国人労働者の子弟を含めて、外国人職業訓練生を職業専門学校に入学させると共に、外国人の職業教育は個別に行なうことを規定したものである。

Die Welt, 22. März 1973.  
(安積鋭二 国立国会図書館)

### 社会保障こぼれ話

#### 年齢別の医療費（1977年）

（アメリカ）

アメリカでは、1972年度における医療費の年齢別による考察が行なわれた。その一部は次に示されるとおりである。

1972会計年度に、個人的な保健に要した全国的な医療費の合計は約719億ドルで、この金額は各人が提供された医療サービスなどを含み、医学的研究、医療施設の建設、予防などの公的保健サービスを含んでいない。719億ドルの支出は、15.9%が19歳未満（全人口の36.9%）、56.6%が19—64歳（53.6%）、残りの27.5%が65歳以上（9.5%）であった。全国民の約10%に当たる65歳以上が27.5%を占めていたのは、かれらが他のグループより罹患率が高く、しかも、より高い医療費の医療サービスを用いているという理由で説明されている。

全国民の1人当り医療費は339,56ドルで、3グループの年齢別による医療費は19歳未満が146,86ドル、65歳以上が981,42ドル、両者の中間から358,25ドルであった。

1972年度における医療費の増加率は9.4%

で、これは過去6年間における最低であった。このように増加率が低かったのは、部分的な説明として、1971年8月に始まった経済安定政策の影響が指摘されている。このような増加率を年齢別で見れば、65歳以上の11.6%が最も高く、19歳未満の6.5%が最も低く、両者の間が9.2%であった。

医療費を調達した方法では、約63%が私的な手段を用い、残りを連邦、州政府、自治体の基金が調達していた。私的な手段による負担分は、19歳未満が72%、19—64歳が74%、65歳以上が34%であった。65歳以上で私的手段が少ないのは、社会保険制度の一部で65歳以上の高齢者に給付を提供する高齢者の病院保険と補足的医療保険の2制度が実施されていることで説明されている。

なお、連邦政府、州政府、自治体の資金による財源調達では、66.3%が連邦政府の基金で、残りが州政府や自治体の基金によるものであった。連邦政府の資金による部分の年齢別では、19歳未満で57.9%、19—64歳で51.2%、65歳以上で80.8%がそれぞれ充当されていた。また、19歳未満のグループに連邦政府、州政府、自治体の資金で提供された医療は、公的(医療)扶助が40%、軍人の扶養家族に対する医療が24%、総合病院医療やその他の医療給付が13%を占め、残りが母子保健、

（15頁へつづく）